解散公告

当社は、平成二十三年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

神戸市西区南別府一丁目一番地の一〇

株式会社高原工業

代表清算人　髙畑　俊明

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

島根県浜田市佐野町イ三二八番地

有限会社勝田興産

清算人　勝田　二夫

解散公告

当社は、平成二十三年三月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

山口県宇部市大字妻崎開作一八九七番地の三

國際焼鈍株式会社

代表清算人　武永　眞秀

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

熊本県熊本市水前寺一丁目二〇番七号

コスギ夢ファンド一号特定目的会社

清算人　東　秀優

解散公告

当社は、平成二十三年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

宮崎県宮崎市佐土原町下那珂字下ノ山二九五七番地

有限会社サークル・ライフ

清算人　湯浅　精一

解散公告

当社は、平成二十三年三月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

鹿児島県指宿市十二町四二二四番地

有限会社指宿市民薬局

清算人　西島　徹

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日付北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

北海道白老郡白老町大町一丁目一番一号

白老町土地開発公社

清算人　目時　廣行

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月一日付北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

札幌市南区藤野二条一一丁目七番一号

医療法人宗永会札幌パーク病院

清算人　木村　光治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月一日付北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

札幌市北区篠路七条四丁目二番一五号

医療法人社団光風会篠路病院

清算人　木村　光治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

青森県十和田市西十三番町三〇番八号

ＮＰＯ法人カルチャーセンターとわだ

清算人　気田　伸

解散公告（第一回）

当組合は平成二十三年三月三十日仙台市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

宮城県仙台市泉区八乙女中央五丁目一〇番地八

仙台市野村土地区画整理組合

清算人代表　赤木　久一

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

東京都港区西新橋一丁目六番二一号

財団法人道路保全技術センター

代表清算人　髙橋美知代

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月十一日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

愛知県碧南市松本町二八番地

碧南礼木土地区画整理組合

代表清算人　原田　宏

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

京都府福知山市字内記一三番地の一

財団法人福知山市開発公社

代表清算人　小西　健司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十二月二十五日開催の社員総会の決議により平成二十二年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

兵庫県明石市相生町二丁目二番一七号

特定非営利活動法人アジアパシフィック交流協会

清算人　弓山　洋一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

奈良県登大路町四八番地　財団法人興福会

代表清算人　髙野　正樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月八日

奈良県吉野郡吉野町大字六田一五九七番地

財団法人六田自治会

清算人　岸本　信之